

指定管理者制度における
スライド制度運用の手引き

入間市

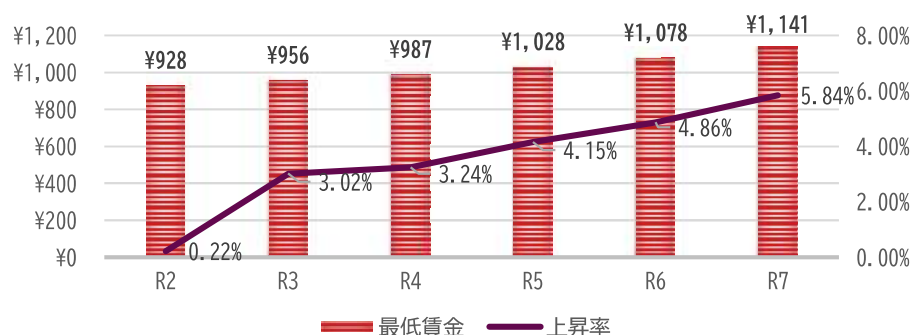
令和8年6月

1 目的・趣旨

近年、賃金及び物価水準の上昇が続いており、これらの高騰が民間事業者等の参入リスクの上昇や、指定管理者の管理運営経費の圧迫による業務履行の質の低下を招くおそれがあることから、本市においても、指定期間中に生じる大幅な賃金及び物価水準の変動に係る対応が必要となっています。

指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、指定管理者制度導入施設について、指定管理者選定時の賃金及び物価水準に一定以上の変動が見られた場合に、変動に応じて2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下、「スライド制度」という。）を導入します。

【参考】埼玉県最低賃金の推移（出所：厚生労働省）



2 制度の概要

(1) 基本的な考え方

指定管理期間2年度目以降の委託料の積算に用いた人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費に係る賃金及び物価水準の指標が、申請年度に比べ、1%を超える変動がある場合に、その変動率を用いて、年度ごとの反映上限額（以下、「スライド上限額」という。）を算定します。

指定管理者は、市から通知されたスライド上限額に基づき翌年度の委託料の増額が必要と判断した場合は、スライド上限額の範囲内で市に協議を行います。（減額になる場合は指定管理者からの協議は不要であり、市が変動額を算出し指定管理者に通知します。）

また、人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費以外の経費についても、指定管理者選定時に予期せぬ事情が生じた場合は、指定管理者は市に協議できるものとします。

【参考】スライドのイメージ



3 対象施設

原則として、指定管理者制度を導入する全ての施設を対象とし、令和9年度以降に指定期間が開始する施設に対して、順次導入していきます。

4 対象経費の考え方

(1) 人件費

指定管理者が市の指定管理施設において直接雇用する従業員に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金及び当該賃金を基礎とする社会保険料等、賃金に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対象経費とします。

なお、指定管理者がJVの場合には、構成団体の従業員（当該施設の管理・運営業務に直接携わる者に限る。）に係る賃金等も対象経費に含みます。

突発的な職員の欠員や臨時的増員等、人員構成の変更に伴う人件費の変動については、原則として指定管理者の負担とし、対象経費には含みません。

市側の事情により、指定期間中の管理面積の増加等、管理運営業務の前提に変更があり、それにより職員配置の変更（軽微な変更を除く）が生じ、同様の状況が当該年度以降も継続する場合、協議により対象人件費等計算書の記載内容を変更することができるものとします。

対象経費（例）	給料、管理職手当、超過勤務手当、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料 等
対象外経費（例）	役員報酬、通勤手当、宿直手当、住宅手当、健康診断費 等

労働基準法（抜粋）

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

○変動率算出の考え方

賃金水準の変動率は、雇用形態ごとにそれぞれ次の変動率を用います。

< A 正規雇用職員等 >

埼玉県人事委員会が公表する民間給与実態調査における「民間の給与（月例給）」×（「12か月分」＋「特例給の支給割合」）を前年度の同式と比較して算出した変動率

【X＋1年度の指定管理料の場合】※小数点第三位で四捨五入

変動率（％）

$$= \frac{\{X\text{年度の月例給} \times (12 + X\text{年度の特例給割合})\} - \{(X-1)\text{年度の月例給} \times (12 + (X-1)\text{年度の特例給割合})\}}{(X-1)\text{年度の月例給} \times (12 + (X-1)\text{年度の特例給割合})} \times 100$$

< B 臨時雇用職員等 >

埼玉労働局が公表する埼玉県最低賃金の額について、前年度と比較して算出した変動率

【X + 1 年度の指定管理料の場合】※小数点第三位で四捨五入
変動率（％）

$$= \frac{X \text{ 年度の埼玉県最低賃金の額} - (X-1) \text{ 年度の埼玉県最低賃金}}{(X-1) \text{ 年度の埼玉県最低賃金}} \times 100$$

(2) 委託費

公募（申請）時に指定管理者候補者の申請書類として市に提出された事業計画書に記載された、業務委託費（例：清掃委託費、設備保守点検委託費等）を対象経費とします。

○変動率算出の考え方

国土交通省が毎年公表する「建築保全業務労務単価（全国、全職種平均）」について、前年度と比較して算出した変動率を用います。

【X + 1 年度の指定管理料の場合】※小数点第三位で四捨五入
変動率（％）

$$= \frac{X \text{ 年度の建築保全業務労務単価（全国、全職種平均）の額} - (X-1) \text{ 年度の建築保全業務労務単価（全国、全職種平均）の額}}{(X-1) \text{ 年度の建築保全業務労務単価（全国、全職種平均）の額}} \times 100$$

(3) 光熱水費・燃料費

公募（申請）時に指定管理者候補者の申請書類として市に提出された事業計画書に記載された光熱水費及び燃料費に係る経費を対象経費とします。

○変動率の算出の考え方

光熱水費・燃料費の種類に応じた指標に応じて算出した変動率を用います。

種類	適用する参照指標	変動率
電気、都市ガス、エネルギーサービス（地域冷暖房等）	日本銀行が毎月公表する「企業物価指数」	X-1 年度の指数の平均値と申請年度の指数の平均値を比較して得た割合
L P ガス	総務省統計局が毎月公表する「小売物価統計」のうち、3615 プロパンガス」の額	X-1 年度の価格の平均値と申請年度の価格の平均値を比較して得た割合
ガソリン	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「レギュラーガソリン」の額	
軽油	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「軽油」の額	
灯油	経済産業省資源エネルギー庁が毎週公表する「石油製品価格調査」のうち、「給油所小売価格調査」の埼玉県の「灯油店頭」の額	
重油	経済産業省資源エネルギー庁が毎月公表する「石油製品価格調査」のうち、「産業用価格」の関東の「産業用A重油」の「小型ローリー」の額	
水道料金	水道料金（基本料金及び水量料金の合計額）	X-1 年度の価格の平均値と申請年度の価格の平均値を比較して得た割合

5 指定管理者が負担すべき範囲

賃金水準の指標を基に算出した変動額のうち、当該年度の申請時基準額の「0.0%～+1.0%」については、その費用は指定管理者が負担します。

6 市が負担すべき範囲

賃金水準の指標を基に算出した変動額のうち、当該年度の申請時基準額の「▲1.0%～0.0%」については市が負担するものとして減額は行わないこととします。

7 変動率がマイナスとなった場合の取扱い

変動率は、賃金及び物価水準をはかる指標を用いて算出しているため、社会情勢の変動に応じてマイナスとなる場合もあります。変動率がマイナスとなった場合は、スライド額もマイナスとなり、スライド額に一定以上の変動が見られた場合、指定管理者は減額分を市が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとしします。

8 指定管理料の変更に関する事務の流れ

(1) スライド制度対象経費の申請及び基準額の通知

公募（申請）時に応募（申請）者は、申請書類とともに対象経費の見込み額を記載した「スライド制度対象経費計算書」（様式1）を市に提出します。

市は、提出された「スライド制度対象経費計算書」の内容を確認し、基本協定の締結までの間に指定管理者に対して人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費の対象経費を申請時基準額として通知します。

【留意点】

- ・積算内訳を明示し、合理的かつ根拠のある積算とすること。
- ・「スライド制度対象経費計算書」には、各数値の積算根拠を示した資料を添付すること。

添付書類の例 ※いずれも原本の写しを提出すること	
人件費	雇用計画書（任意様式）、雇用契約書、給与規定、賃金台帳、給与支給明細書、賞与支給記録、源泉徴収票 等
業務委託費	見積書、委託料金表、委託契約書、契約仕様書、請求書、支払記録 等
光熱水費等	見積書、料金表、供給契約書、請求書支払記録 等

- ・市は、指定管理者（候補）から提出された「スライド制度対象経費計算書」が適切な積算となっているか十分に確認するとともに、必要に応じて、指定管理者（候補）へのヒアリングを実施する。（必要に応じて追加資料の提出を求める）
- ・指定管理者（候補）は、①②を満たした「スライド制度対象経費計算書」を市に提出するとともに、市から依頼があった場合には、ヒアリング及び資料提出に応じるものとする。

(2) スライド制度の運用スケジュール

時期		概要	詳細
選定年度	～5月	指定管理料の積算 募集要項等の作成	募集要項にスライド制度に関する事項を記載 応募者は申請時に「スライド制度対象経費計算書」（様式1）を提出
	7月	公募等開始	
	9月～10月	選定委員会（候補者選定）	
	12月	議案提出・議決	指定議決・債務負担行為の設定
	1月	告示	指定の告示
		基準額通知	指定管理者へ「申請時基準額通知書」（様式2）を通知
	2月～3月	基本協定の締結	基本協定にスライド制度に関する事項を記載
指定期間中	1年目	4月1日	年度協定の締結
		10月	スライド額計算・上限額通知 民間給与実態調査結果・最低賃金等を基にスライド額を計算し指定管理者に通知（様式3）
			スライド額申請・協議 スライド上限額が増額であり、委託料の増額を希望する場合は申請書（様式4）を提出し双方協議を実施
			次年度当初予算編成 スライド額を含んだ委託料を当初予算として要求
		1月	スライド額内示 スライド額について内示（様式5）
		3月	議案提出・議決 当初予算・債務負担行為の設定
			スライド額決定通知 スライド額の決定について通知（様式6）
			基本協定の変更 スライド額による増額に伴う基本協定の変更（変更協定書の締結）
	2年目以降	4月1日	年度協定の締結 賃金スライド額を反映した指定管理料を記載
		4月以降	指定管理料の支払い 年度協定に定める支払計画に基づき、賃金スライド額を含めた指定管理料を分割して指定管理者に支払う
		～5月31日	事業報告書の提出 事業報告書等の確認
		（1年目と同じ流れ）	

(3) 指定管理者選定実施年度の事務

① 募集要項等へのスライド制度適用の明示

市（施設所管課）は、募集要項にスライド制度の適用を記載した上で公募を行う。指定管理者申請者は、申請時の収支計画等には、指定期間中の人件費、業務委託費、光熱水費・燃料費の変動を織り込まずに提案します。

② 「スライド制度対象経費計算書」（様式１）の提出

指定管理者申請者は、対象経費の見込み額を記載した「スライド制度対象経費計算書」（様式１）を市に提出する。「スライド制度対象経費計算書」には、年度ごとの積算が分かるように記載し、各数値の積算根拠を示した資料を添付します。

③ 「スライド制度に係る申請時基準額通知書」（様式２）の通知

市（施設所管課）は、「スライド制度対象経費計算書」の内容を確認し、指定管理期間に係る年度ごとの人件費、業務委託費及び光熱水費・燃料費の申請時基準額を指定管理者（候補）に通知します。

(4) 指定管理期間中年度の事務

① 翌年度の委託料のスライド上限額を通知（様式３）

市（施設所管課）は、指定管理料のスライド上限額を算出し、指定管理者に通知します。

② スライド額に係る申請書の提出（様式４）

市（施設所管課）から提示されたスライド上限額の通知において、スライド上限額が増額であり、委託料の増額を希望する場合、指定管理者は、市（施設所管課）にスライド額に係る申請書（様式４）を提出します。（減額である場合、申請書の提出は不要）

③ スライド額の内示の通知（様式５）、翌年度当初予算を要求

指定管理者から上記②の申請があった場合、市（施設所管課）は、指定管理者にスライド額の内示通知（様式５）を行い、スライド額に係る経費を次年度の当初予算要求に反映するものとします。

④ 年度協定書の締結

予算の議決後、スライド額を反映した委託料により、年度協定書を締結します。

⑤ 人件費、業務委託料に係る「スライド額実績報告書」（様式７）等の提出

指定管理者は、毎年度作成する事業報告書と併せて、人件費及び業務委託費が従業員の賃金及び再委託料に反映されたことを示した「スライド額実績報告書」をその証拠書類とともに市（施設所管課）に提出します。

市（施設所管課）は、提出された証拠書類を確認し、人件費及び業務委託費に係るスライド額が従業員の賃金及び再委託料に反映されているか確認する。人件費及び業務委託費に係るスライド額が従業員の賃金及び再委託料に反映されていない場合には、委託料から人件費及び業務委託費に係るスライド額を減額することとし、年度協定の変更を行うことができます。

【参考】各年度における予算要求等のイメージ図

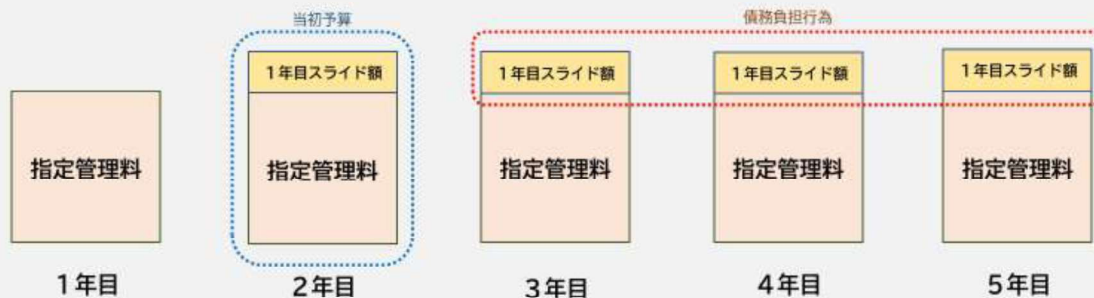
【0年目】※指定期間開始の前年度

- ・補正予算として1～5年目の債務負担行為を設定
- ・1年目の当初予算要求



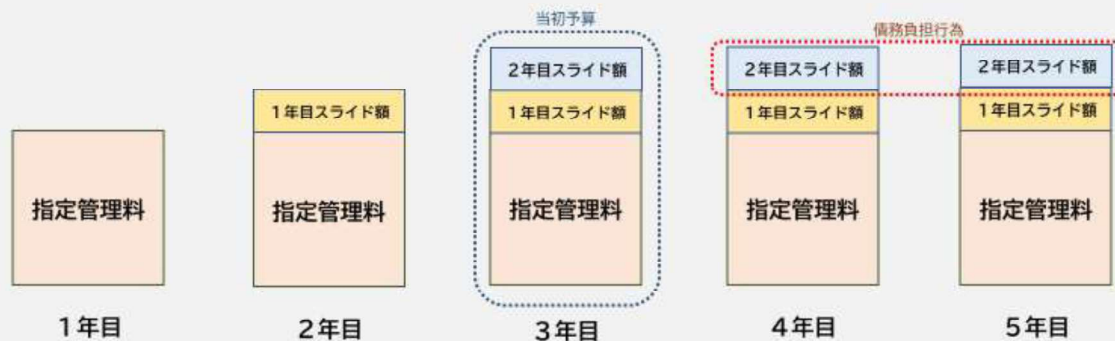
【1年目】

- ・2年目の当初予算要求（当初指定管理料+スライド額）
- ・合わせて3～5年目の債務負担行為（追加分）を設定



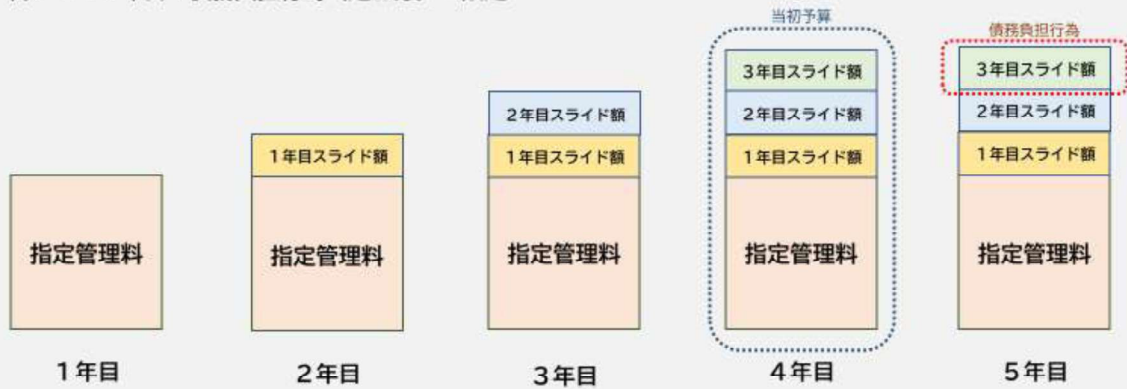
【2年目】

- ・3年目の当初予算要求（当初指定管理料+スライド額）
- ・合わせて4～5年目の債務負担行為（追加分）を設定



【3年目】

- ・ 4年目の当初予算要求（当初指定管理料+スライド額）
- ・ 合わせて5年目の債務負担行為（追加分）を設定



【4年目】

- ・ 5年目の当初予算要求（当初指定管理料+スライド額）



様式第1

年 月 日

(宛先) 入間市長

法人名又は団体名
代表者職・氏名

スライド制度対象経費計算書

〇〇〇〇（指定管理施設名）の指定管理者として、指定の申請を行うにあたって、スライド対象経費を次のとおり提出します。

1 対象施設

〇〇〇〇

2 対象経費 （単位：千円）

区分	費目	金額	積算内訳
人件費	正規職員賃金		
	非正規職員賃金		
	法定福利費		
	合計		
業務委託費			
	合計		
光熱水費・燃料費	電気		
	ガス		
	水道		
	合計		

- ・各経費は消費税及び地方消費税の額を除く金額を記載すること。
- ・各数値の積算根拠を示した資料を添付すること。

様式第2

年 月 日

(指定管理者)

入間市長

スライド制度に係る申請時基準額通知書

〇〇〇〇（指定管理施設名）における指定管理者スライド制度において参照する基準額について、次のとおり決定しましたので通知します。

1 対象施設
〇〇〇〇

2 指定期間

3 基準額

	人件費	業務委託費	光熱水費・燃料費
年度	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円
年度	千円	千円	千円

様式第3 ※減額の場合

年 月 日

(指定管理者)

入間市長

指定管理料に係るスライド上限額の算出について（通知）

賃金水準及び物価等の変動を踏まえた、指定管理料のスライドについて、下記のとおり令和〇年度の指定管理料を減額することとしましたので、通知します。

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和 年度スライド上限額（減額）

費 目	スライド上限額（減額）
人件費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合計	千円

【算出根拠】

	申請時基準額	変動率	スライド上限額
人件費			
業務委託費			
光熱水費・燃料費			
内 訳			

様式第3 ※増額の場合

年 月 日

(指定管理者)

入間市長

指定管理料に係るスライド上限額の算出について（通知）

〇〇〇〇（指定管理施設名）の指定管理料に係るスライド上限額を下記のとおり定めましたので通知します。

つきましては、スライド上限額の範囲内において指定管理料のスライドを希望する場合は、令和 年 月 日までに申請してください。

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和 年度スライド上限額

費目	スライド上限額
人件費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合計	千円

【算出根拠】

	申請時基準額	変動率	スライド上限額
人件費			
業務委託費			
光熱水費・燃料費			
内 訳			

様式第4

年 月 日

(宛先) 入間市長

法人名又は団体名
代表者職・氏名

指定管理料に係るスライド申請書

令和 年度の指定管理料について、下記のとおりスライドを申請します。

1 対象施設
〇〇〇〇

2 令和 年度スライド上限額（減額）

費 目	スライド申請額
人件費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合計	千円

様式第5

年 月 日

(指定管理者)

入間市長

指定管理料に係るスライド額の内示について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあったスライド額について、下記のとおり令和 年度の指定管理料のスライド額を内示します。

なお、増額後の指定管理料の額については、議会の議決後、予算の範囲内で決定いたしますので申し添えます。

記

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和 年度スライド額

費 目	スライド額
人件費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合計	千円

様式第6

年 月 日

(指定管理者)

入間市長

指定管理料に係るスライド額の決定について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあったスライド額について、下記のとおり令和 年度の指定管理料のスライド額を決定しましたので通知します。

記

1 対象施設

〇〇〇〇

2 令和 年度スライド額

費 目	スライド申請額
人件費	千円
業務委託費	千円
光熱水費・燃料費	千円
合計	千円

様式第7

年 月 日

(宛先) 入間市長

法人名又は団体名
代表者職・氏名

スライド額実績報告書

令和 年度指定管理料について、下記のとおり支出額に反映したことを報告します。

1 対象施設
○○○○

2 対象経費 (単位：千円)

区分	費目	前年度支出額①	今年度支出額②	反映額 (②-①)
人件費	正規職員賃金			
	非正規職員賃金			
	法定福利費			
	合計			
業務委託費				
	合計			
光熱水費・燃料費	電気			
	ガス			
	水道			
	合計			

- ・各経費は消費税及び地方消費税の額を除く金額を記載すること。
- ・各数値の積算根拠を示した資料を添付すること。